

行政記録情報等の活用が既に図られている一般統計調査の事例

統計調査名	活用している行政記録情報等の概要			活用による効果	①活用上の課題、②配慮している事項
	行政記録情報等の名称	当該情報等の収集、作成又は整備に関する根拠規定	保有機関名		
【母集団情報の整備】					
労働安全衛生特別調査 (建設業労働災害防止対策等総合実態調査、労働環境調査)	「保険関係成立届」、「名称、所在地等変更届」、「概算・増加概算・確定保険料申告書」に基づき作成された台帳	◆労働保険の保険料の徴収等に関する法律 ・第4条の2（保険関係の成立の届出等） ・第15条（概算保険料の納付） ・第19条（確定保険料） ◆労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則 ・第4条（保険関係の成立の届出） ・第5条（変更事項の届出） ・第24条（賃金総額の見込額の特例等） ・第33条（確定保険料申告書）	厚生労働省 (労働基準局)	調査の目的に応じた正確な報告者の抽出が可能になる。	①行政記録情報の使用及び管理におけるセキュリティ面での配慮。
労働災害動向調査		①行政記録情報の使用及び管理におけるセキュリティ面での配慮。			
労務費率調査		①行政記録情報の使用及び管理におけるセキュリティ面での配慮。			
【行政記録情報等として得られた情報を基に調査票を作成】					
衛生行政報告例	衛生関係諸法規に基づいた届出又は事業において収集される情報	◆精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 ・第23から26条の3 ・第29条第1項 ◆栄養士法 ・第2条及び第4条 ◆食品衛生法 ・第52条第1項 ◆興行場法 ・第2条第1項 ◆旅館業法 ・第3条第1項 ◆公衆浴場法 ・第2条第1項 ◆母体保護法 ・第25条 ◆保健師助産師看護師法 ・第33条等	都道府県、指定都市、中核市	衛生関係諸法規に基づき各都道府県・指定都市・中核市に届け出られた届出や日々の業務活動において収集される情報等を元に報告表を作成するため、報告案件の全数把握を可能とし、かつ報告の迅速性が確保されている。	—
地域保健・健康増進事業報告	地域保健法、健康増進法等に基づいた事業において収集される情報	◆母子保健法 ・第15条 ・第13条 ◆地域保健法 ・第6条 ・第10条 ◆精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 ・第47条第1、4、5項 ◆予防接種法 ・第3条 ◆健康増進法 ・第17条第1項 ・第19条の2等	市区町村、保健所	地域保健法、健康増進法等に基づき市区町村に届け出られた届出や日々の業務において収集される情報等を元に報告表を作成するため、報告案件の全数把握を可能とし、かつ報告の迅速性が確保されている。	—
福祉行政報告例	社会福祉関係諸法規に基づいた届出又は事業において収集される情報	◆身体障害者福祉法施行令 ・第9条 ◆障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令 ・第2条 ・第15条 ◆特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則 ・第1条 ◆社会福祉法 ・第31条 ◆児童扶養手当施行規則 ・第1条 ・第4条等	都道府県・指定都市・中核市	社会福祉関係諸法規の施行に伴う都道府県・指定都市・中核市の行政の実態を行政記録情報等から把握することにより、全数把握が可能となり、かつ報告の迅速性、内容の正確性が確保される。	—

行政記録情報等の活用が既に図られている一般統計調査の事例

統計調査名	活用している行政記録情報等の概要			活用による効果	①活用上の課題、②配慮している事項
	行政記録情報等の名称	当該情報等の収集、作成又は整備に関する根拠規定	保有機関名		
【統計調査結果と行政記録情報等を合わせ統計作成】					
社会医療診療行為別調査	レセプト情報・特定健診情報等データベース	◆高齢者の医療の確保に関する法律 ・第16条（医療費適正化計画の作成等のための調査及び分析等）	厚生労働省	①データベースを利用することで、個々の審査支払機関に対して報告負担を軽減 ②調査のコストの削減 ③精度の向上	—
【統計調査の調査事項を代替】					
社会福祉施設等調査	許認可の届出	◆生活保護法 第40条 ◆老人福祉法 第15条等	都道府県知事	①個々の施設・事業所に対する報告負担の軽減 ②施設・事業所からの報告の回収率にかかわらず、基本的項目について全数の把握が可能となる	—
介護サービス施設・事業所調査	介護保険法に基づく届出	◆介護保険法 ・第70条、第75条 ・第78条の2、第78条の5 ・第79条、第82条 ・第86条、89条 ・第94条、99条等	都道府県知事	①個々の施設・事業所に対する報告負担の軽減 ②施設・事業所からの報告の回収率にかかわらず、基本的項目について全数の把握が可能となる	—
地域児童福祉事業等調査（認可外保育施設調査）	年次報告	◆児童福祉法第59条の2 ◆児童福祉法第59条の2の5	都道府県知事、指定都市又は中核市市長	施設に対しての報告負担量の軽減	—
消費生活協同組合（連合会）実態調査	決算書類	◆消費生活協同組合法 ・第92条の2（決算関係書類等の提出）	厚生労働省又は都道府県知事	個々の消費生活協同組合に対して報告負担を課すことを回避	—
【母集団情報の整備・統計調査の調査事項を代替】					
国民年金被保険者実態調査	国民年金被保険者ファイル 市区町村民税課税台帳 国民健康保険料（税）賦課台帳 固定資産課税台帳	◆国民年金法 ・第108条の3	日本年金機構 市区町村	保険料納付状況等、日本年金機構が保有している情報については、報告者（被保険者）に対して重ねて調査を行う必要がないことから、報告者の負担軽減に資する。 市区町村に記入を依頼することで、報告者の負担軽減に資する。	—

注:『平成24年度行政記録情報等の統計作成への活用に係る実態調査の結果』(平成25年3月総務省政策統括官(統計基準担当)付統計審査官室)を基に作成。